





第21回JDA秋季ディベート大会 判定用紙

日付: 2018年11月4日

試合会場 決勝  
101

肯定側: 前園

否定側: MUKT

判定理由・コメント

①死刑に抑止力があるのか、ないのか

⇒ 分らない、(客観的にこの試合の材料では判断がつかない)

Affが2ARで言っていたように、犯罪はとらばつ的に進行のたけい、~~研究~~研究は犯罪を犯さない「死刑の存在に気が付く」という事象に重きを置かず、~~研究~~研究は「~~研究~~研究の結果がコロコロ出る」という話(2AR)。Negが「~~研究~~研究した人の研究、時系列モデルの前提、~~研究~~研究はいつか?」という質問。結局2ARのSpeechでは判断がつかない。抑止力、科学的に立証される? とすると、~~研究~~研究とは判断がつかない、と結論がつかない。

② 死刑はそれと可なりか?

但し面を取り、絶対に命をうばうてはいけず、という話(2AR)はな...か、抑止力もない。死刑で存続させるべき積極的理由もみあたらない。と、~~研究~~研究は生命権をいかに最小化するか、死刑はよし可なりか? → Aff

死刑: は因果応報的

この試合における勝者は: Aff 前園

ベストディベーターは: \_\_\_\_\_

審査員署名: \_\_\_\_\_

# 第21回JDA秋季ディベート大会 判定用紙

日付: 2018年11月4日

試合会場 

決勝
401

肯定側: 

前園
----

否定側: 

MUKT
------

## 判定理由・コメント

- ① 生命権の侵害は(奪)は必要最小限に留めるべき。確かに特別地区の効果(消在的)は好かもしいが、肯定側が一貫して主張していたように、それは無期懲役の運用を厳格化する事で対応ができており、死刑制度を存置する理由としては十分ではない。同様のことは暴力団ハンパシ(?)といった組織犯罪にも当てはまる。暴行法のあみでくり持ちでハンパシが自衛隊にいるのであつたが、それは組織犯罪対策をしっかりとすることで対応ができており、それが死刑制度を維持する理由には乏しい。
- ② 上記と同様に、肯定側は ~~死刑~~ 公共の福祉 といったあまり具体的な理由ではなく、死刑を廃止するにはいけない具体的な理由を否定側は示さずしてはいけなくて一貫して主張していたことがこの試合では有利に働いていたと思う。(うまい証明責任を否定側に押しつけていた)
- ③ 死刑の抑止力ー 確かに、バネ分析や因果分析の方が権威分析より、他の手法よりも禁錮に於ける方が、但し、ZACも主張したように、従来の研究は不完全かつ不合理なモデルに基づいており、そうしたモデルを前提とした研究結果は十分に科学的とはいえずに判断した。

②を理由と肯定側に投票

この試合における勝者は: 肯定側 / 前園

ベストディベーターは: \_\_\_\_\_

審査員署名: \_\_\_\_\_

# 第21回JDA秋季ディベート大会 判定用紙

日付: 2018年11月4日

試合会場 

決勝
401

肯定側: 

前園
----

否定側: 

MUKT
------

## 判定理由・コメント

肯定側の主張のうち、死刑存置に~~具体的な理由が示されていない~~  
公共の福祉の具体的な検証が必要、という点に大賛成です。  
その上で、犯罪の増減は、~~具体的な~~公共の福祉を考慮の上で、重要な論点の一つと考えています。  
よって、犯罪が予防されるなら、何をしない利物として死刑が有効だと見えます。とはいえ、  
不十分な制約はない方がよいので、犯罪のあたりが不明な場合はAFFです。  
とすれば、犯罪抑止の論点が腑に落ちるかと思いますが、時系列の分析でみると  
抑止力がある、という点は通っているように見えます。その分析の前提として、変換された  
罪状があり、それは無期と死刑の比較がないこと、持論として、死刑に待たれるのか、それ  
厳しさを感じました。  
口頭で聞いてみると、累犯の犯罪の自分自身が犯罪者には、無期で防いでいくことで、  
半生の犯罪は「守られているもの」であるか、という点を本質的に捉えて評価しています。  
~~これは~~  
死刑の存在で犯罪が抑圧されて少なくなるという点と併せて考えると、やはり、明確に  
犯罪が抑圧、という取り方は正しい存在という感じはします。  
よって、無期と死刑を比較する必要はなさそう、というのでAFFです。

この試合における勝者は: 肯定側: 前園

ベストディベーターは: \_\_\_\_\_

審査員署名: \_\_\_\_\_